

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 企画振興課	H28.12.8	日本遺産「日本磁器のふるさと 肥前」にかかる県内版動画作成業務委託	1,285,200	東京都港区赤坂5丁目3番6号 TBS放送センター 18F 株式会社 TBSビジョン 代表取締役社長 難波 一弘	今年度、日本遺産に認定された「日本磁器のふるさと 肥前」について、佐賀県・長崎県両県市町(佐賀5市町、長崎3市町)及び関係団体からなる「肥前窯業圏」活性化推進協議会を立ち上げ、両県がタッグを組んだ事業を実施している。 その一環として、株式会社TBSビジョンに委託し両県の日本遺産をPRする映像作成を行っているが、長崎県単独または、市町単位でPRを実施する際には、一市町あたりの情報が少なく使い勝手が悪いものとはいえない。そこで今回撮影した映像に追加取材を加え、長崎県市町特化型の映像に加工編集することで、場面に応じた効果的なPRが可能となり、認知度向上及び誘客促進につなげたいと考える。本業務は、元々の映像に追加取材を加え編集する必要があるため、著作権を所有する株式会社TBSビジョンに限られることから、同社を契約相手とする。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
2	県北振興局	農林部 土地改良課	H28.6.6	松浦外地区積算参考資料作成業務委託	5,454,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	・本業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものである。 ・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び90土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC)が、補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。(県とARICは使用許諾契約を締結) ・県は、積算システムに県独自の機能を付加し、土改連と共同で保守運用しており、本システムによる積算業務を受託できるのは土改連のみである。(土改連も使用許諾契約を締結しており、契約に基づく守秘義務を有した積算システムを保有している) ・土改連は、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事の品質確保に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されている。 ・以上により秘密が保持される本システムによる積算業務を受託できるのは、公益法人で発注者支援機関にも認定されている土改連に限定され、使用許諾契約に基づく守秘義務も有することから、土改連と随意契約1者見積もりとする。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 県北振興局

H29.3.31 現在

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	県北振興局	建設部 建設管理課	H29.3.31	彼杵港港湾環境施設 管理業務委託	2,450,000	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6 東彼杵町長 渡邊 悟	港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第81号)通知により、県が東彼杵町の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
4	県北振興局	建設部 建設管理課	H29.3.31	小値賀漁港及び斑漁 港海岸環境整備施設 管理業務委託	1,247,200	北松浦郡小値賀町笛吹 郷2376-1 小値賀町長 西 浩三	海岸環境整備施設及び漁港環境整備施設については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各施設のより適正な管理を推進するため「海岸環境整備施設及び漁港環境整備施設の地元市町への管理業務委託について」(平成18年2月6日付17水計号外)通知により、県が小値賀町の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
5	県北振興局	建設部 用地第一課	H28.4.19	用地取得事務委託 (一般国道202号交 通安全施設等整備工 事及び一般県道平瀬 佐世保線交通安全施 設等整備工事)	10,898,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 岩崎直紀	用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
6	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H29.2.7	県北振興局道路建設 第一課積算技術業務 委託	2,160,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研 究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出に基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術センターを契約相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H28.5.2	一般県道以善田平港 線道路改良工事(監 督補助業務委託)	16,848,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出され た承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その 結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚 偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事 成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管 理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な 影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人 長崎建設技術研究センターを契約の相手方として特定す る。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
8	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H28.7.1	一般国道383号外2線 道路改良工事(積算 技術業務委託)	7,884,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、新たに発注準備が整った現場の予定価格算 出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加 者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書 作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデー タ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より 資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務 の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究セン ターを契約相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
9	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H28.12.1	主)佐世保日野松浦 線道路改良工事(松 浦インター工区)に伴う西 九州線調川・松浦間 踏切移設工事(設計 業務)	9,598,400	佐世保市白南風町1番10号 松浦鉄道(株) 代表取締役 藤井隆	主要地方道佐世保日野松浦線(松浦インター工区)は、 松浦鉄道と平面交差の計画である。 鉄道との交差部の構造、施工方法、費用負担について は、道路法31条において、「鉄道事業者と協議し、これ を成立させなければならない。」とある。これに基づく松 浦鉄道との協議の結果、鉄道の運転、保安の確実な実 行のため、鉄道事業者が設計することとなったことから、 今回、交差部の設計を随意契約により委託するものであ る。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
10	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H28.12.16	一)大根坂の山線道 路改良工事(積算技 術業務委託)	3,726,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、新たに発注準備が整った現場の予定価格算 出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加 者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書 作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデー タ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な 影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人 長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特 定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H28.4.26	主要地方道大島太田 和線他橋梁補修工事 (監督補助業務委託)	18,144,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎建設技術研究センターを契約の相手として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
12	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H28.6.1	主要地方道大島太田 和線他橋梁補修工事 (積算技術業務委託)	2,322,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、新たに発注準備が整った現場の予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
13	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H28.6.1	一般県道俵ヶ浦日野 線道路除草委託	1,585,785	佐世保市下船越町536-1 俵ヶ浦半島開発協議会 会長 尾崎 嘉弘	除草業務については、平成21年度第3回県議会において、コストを抑えた委託方法として地元自治会等の活用が要望され、「県管理国県道路敷における除草業務の地元自治会委託について(試行)」(平成22年6月22日付22道維第95号)通知により実施している。一般県道俵ヶ浦日野線の下船越町から庵浦間についてはその間の自治会で構成される俵ヶ浦半島開発協議会があり、県が提示する委託条件を受入れる団体であることから、俵ヶ浦半島開発協議会と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
14	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H28.6.23	主要地方道佐世保日 野松浦線道路修繕工 事	4,255,200	佐世保市光町109番地 重機建設工業(株) 代表取締役 山下 伸次郎	平成28年6月22日の集中豪雨(最大24時間雨量219mm、時間雨量45mm[6/22午前7:00~8:00])により、主要地方道佐世保日野松浦線の佐世保市金比良町付近で午後5時頃道路外の住宅裏斜面の崩壊により倒壊した家屋が道路に押し出され前面通行止めとなった。当現場付近は、1日当たり交通量が約7千台の主要幹線道路であり、かつ、バス路線となっているため早期復旧が必要であったことから、(社)長崎県建設業協会佐世保支部に対して緊急作業出動の要請を行い、協会より協会員である重機建設工業(株)が指定されたため、倒壊家屋の撤去作業を依頼した。以上から、建設業協会佐世保支部から緊急作業が可能な業者として指定を受けた重機建設工業(株)と随意契約を実施するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H29.3.31	一般国道202号他道路維持補修委託(指方・小迎バイパス交通管理)	7,106,400	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 岩崎 直紀	指方バイパス及び小迎バイパスは接続する西海パールラインと一体的管理を行うことが効果的・効率的なため、県は西海パールラインを管理する長崎県道路公社と下記協定を締結しており、この協定に基づき随意契約を行うものである。 ・「一般国道202号(指方バイパス)」の交通管理に係る管理協定書(平成23年5月16日) ・「一般国道206号(小迎バイパス)」の交通管理に係る管理協定書(平成25年3月18日)	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
16	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H28.4.1	一般県道小値賀循環線外2線道路維持管理業務委託	3,571,560	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長	当業務は、北松浦郡小値賀町(離島)にある県道3路線の維持管理業務を委託するものであり、道路の重要性及び安全性から、休日を含め常時管理する必要がある。 このため、小値賀町に常時在任していることが必要である。加えて当業務は道路管理者としての行政的判断を即時に行う必要があり、状況によっては人的被害等、重大な影響を及ぼすことが懸念される。 このことから、小値賀町で道路管理の経験を持つ唯一の行政機関である当機関が契約相手として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
17	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H28.7.1	一般県道志方江迎線他5線道路災害防除工事(監督補助業務委託)	12,636,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎建設技術研究センターを契約の相手として特定する。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
18	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H28.7.1	一般県道志方江迎線他4線道路災害防除工事(監督補助業務委託)	12,636,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎建設技術研究センターを契約の相手として特定する。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H28.7.11	一般国道204号交通安全施設等整備工事 (積算技術業務委託)	9,072,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、新たに発注準備が整った現場の予定価格算出に基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術センターを契約相手方として特定する。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
20	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H28.8.1	一般国道383号橋梁補修工事(監督補助業務委託)	11,232,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
21	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H28.8.1	主要地方道平戸生月線橋梁補修工事(監督補助業務委託)	11,232,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
22	県北振興局	建設部 砂防防災課	H28.4.1	陣の内(2)地区急傾斜地崩壊対策工事 (監督補助業務委託)	19,872,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項	
23	県北振興局	建設部 砂防防災課	H28.5.25	県北振興局砂防防災 課積算技術業務委託	1,317,600	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
24	県北振興局	建設部 砂防防災課	H28.7.1	柚木小舟地区地すべり 自然災害防止工事	4,644,000	佐世保市柚木町1388番地1 アイ総合技術(株) 代表取締役 近松明好	当業務は、H28.6月22日～6月27日の梅雨前線豪雨により、柚木小舟地すべり防止区域内の斜面が長さ約70m、幅約65m、高さ約40mの範囲で、地すべり性の土塊移動が発生し、H28.6月29日には地すべり頭部が約1m～2mにわたって滑落しており、梅雨期の降雨により、地すべり性の崩落が発生し、家屋や国道498線(一次緊急輸送路)に大きな被害を及ぼす恐れがあるため、緊急の応急対策を実施する必要がある。このため、下記の理由でアイ総合技術(株)と1者随意契約を行うものである。 平成26年度に、大規模災害発生時(地すべり等)における支援活動(社会貢献)に関する協定書に基づき、当地区の緊急調査を実施し、現地に精通していること 昭和61年度～平成9年度において、当地区と隣接する小舟地区地すべり対策工事の実績があり、当箇所の地形・地質等を熟知していると判断されること 地すべり対策工事に多くの実績があり、優れた技術力を有するとともに、所在地が当箇所に約1.5kmと近く、地すべり対策工事に必要な人材・機材・資材調達が早急に行えると判断されること	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
25	県北振興局	建設部 砂防防災課	H28.8.8	白岳(11)地区急傾 斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	5,395,302	長崎市五島町8番7号 (公社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 宮脇 成芳	今回委託する業務は、平成26年度に一般競争入札、平成27年度に随意契約により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地籍測量図及び調査報告書等を作成し、登記嘱託を行うものである。不動産登記法によると、実際に調査・測量を行った者が、地積測量図の作成者として署名又は記名押印しなければならない、とされている。当該調査・測量業務は、公嘱協会の社員としての立場で当該土地家屋調査士が行ったもので、その責任等は公嘱協会に帰属するものであり、地積測量図の作成等についても、同様に公嘱協会の社員の立場で当該土地家屋調査士に行わせる必要がある。よって、本業務については、昨年度調査・測量を実施した土地家屋調査士が所属する長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	県北振興局	建設部 砂防防災課	H28.10.24	県北振興局土砂災害 警戒区域等設定確認 業務委託	4,338,360	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	<p>本業務は、土砂災害警戒区域等を設定するため、請負者(民間コンサルタント)が設定した図面を照査し、確認する作業の一部をナークに委託するものである。本来は県職員が行わなければならない業務であるが、照査箇所数が膨大(今後4年間で約1万箇所)であるため、職員の業務負担軽減を図りたい。</p> <p>また、本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要があるとともに、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要もあり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。</p> <p>よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センター(ナーク)を、契約の相手方として特定する。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
27	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H28.4.1	小値賀地区水産生産 基盤工事(積算業務 委託)	7,128,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	<p>本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データプログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。</p> <p>また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に注意する必要があることから、充分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど豊富な水産知識・技術が必要である。</p> <p>よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H28.4.1	小値賀地区水産生産 基盤工事(監督補助 業務委託)	6,696,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、工事にかかる監督補助業務を委託するものである。施工地が離島である小値賀町及び佐世保市宇久島ということもあり、航路の利便性及び移動に長時間を要することから、段階確認等を効率的に行うため外部委託するものである。なお今回の工事については、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための現地での検証を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、中立公平性の立場を保ち、かつ、非営利目的で支援できる一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、随意契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
29	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	H28.4.1	平戸・松浦地区水産 生産基盤整備工事 (積算業務委託)	15,012,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	・本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データプログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。 ・また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、近くの水産業(定置網や養殖イクスなど)への影響を十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど、豊富な水産知識・技術が必要である。 ・よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H28.9.1	小値賀地区水産生産 基盤整備工事(監督 補助業務委託)	11,232,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、工事にかかる監督補助業務を委託するものである。施工地が離島である小値賀町及び佐世保市宇久島ということもあり、航路の利便性及び移動に長時間を要することから、段階確認等を効率的に行うため外部委託するものである。なお今回の工事については、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための現地での検証を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、中立公平性の立場を保ち、かつ、非営利目的で支援できる一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、随意契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
31	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H28.9.1	小値賀地区水産生産 基盤整備工事(積算 補助業務委託)	9,828,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データプログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。 また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に注意する必要があることから、十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど豊富な水産知識・技術が必要である。 よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項	
32	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	H29.3.30	平戸・松浦地区水産 基盤整備工事(積算 業務委託)	14,256,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木 建設技術センター長崎 支所 支所長 荒川 敏久	<p>・本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データ・プログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。</p> <p>・また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、近くの水産業(定置網や養殖イクスなど)への影響を十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど、豊富な水産知識・技術が必要である。</p> <p>・よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
33	県北振興局	建設部 田平土木維持管理 事務所	H29.3.31	川内港海岸休憩所等 管理業務委託	1,656,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	<p>港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第81号)通知により、県が平戸市の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
34	県北振興局	建設部 田平土木 維持管理事務所	H28.10.3	一般県道田ノ浦平戸 港線道路災害防除工 事(監督補助業務委 託)	8,424,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研 究センター 理事長 宮崎 東一	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
35	県北振興局	建設部 田平土木維持管理 事務所	H29.3.31	松浦港、調川港及び 福島港港湾緑地管理 業務委託	4,225,680	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	<p>港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第81号)通知により、県が松浦市の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H29.3.31 現在

	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H29.3.31	館浦漁港、生月漁 港、大根坂漁港緑地 等管理業務委託	1,876,320	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	漁港環境整備施設については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各施設のより適正な管理を推進するため「海岸環境整備施設及び漁港環境整備施設の地元市町への管理業務委託について、」(平成18年2月6日付17水計号外)通知により、県が平戸市の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
37	県北振興局	建設部 大瀬戸土木 維持管理事務所	H28.8.4	平成28年度国県道道 路緑地(大瀬戸地区) 維持管理委託	2,178,360	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920番12 公益社団法人西海市シル バー人材センター 理事長 橋口 壽美夫	当業務は、常に良好な道路景観を維持することが目的のため地域に密着し、地域に精通した者に依頼する必要がある。 県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41第2項に規定するシルバー人材センターの積極的な活用について、「シルバー人材センターの活用について(お願い)」(H27年9月2日27雇労第275号)通知により推進しており、この方針に則ったもの。 シルバー人材センターは、管内に一者しか存在しないため、(公社)西海シルバー人材センターと随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
38	県北振興局	建設部 大瀬戸土木 維持管理事務所	H28.9.1	肥前大島港改修工事 (岸壁(-7.5m)適合性 確認業務)	1,512,000	東京都港区西新橋1-14-2 一般財団法人 沿岸技術研 究センター 確認審査所長 島田 知明	本業務は、港湾法第56条の2の2第3項の確認を港湾法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請を行うものであるが、本業務は、港湾法第56条の2の3の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか行えない。しかし、この登録を受けているのは一般財団法人沿岸技術研究センターしかないため、随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号